

令和4年度 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)実施要項

令和4年6月16日
東京都教育庁指導部指導企画課

※令和3年度から中学校英語スピーキングテストの名称を、「ESAT-J」(English Speaking Achievement Test for Junior High School Students)としている。(読み方：イーサット・ジェイ)

1 目的

- (1) 都内公立中学校、中等教育学校前期課程、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部（以下「中学校」という。）における生徒の英語「話すこと」の力を評価し、英語教育の充実や改善に役立つ。
- (2) 都立高等学校入学者選抜において、英語「話すこと」の能力についてESAT-Jの結果を活用し、義務教育の学習の成果を的確に測定する。

2 実施主体

- (1) 東京都中学校英語スピーキングテスト事業に関すること
東京都教育委員会
- (2) ESAT-Jの実施・運営に関すること
東京都教育委員会が公募・選定した民間の試験実施団体（以下「事業者」という。）
※東京都教育委員会と事業者が締結した協定による。

3 対象

都内公立中学校に在籍する第3学年全生徒

※ただし、特別支援学校及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒については希望による受験とする。

4 実施場所

外部会場（都立学校、民間施設等）

5 実施日時

令和4年11月27日（日）13時開始 15時40分解散（予定）

（感染症罹患等の理由により実施日に受験できなかった場合の予備日）

令和4年12月18日（日）13時開始 15時40分解散（予定）

6 実施に関するスケジュール

別紙「令和4年度 ESAT-J実施に関するスケジュール」参照

7 実施体制等

ESAT-Jの実施体制は次のとおりとする。

- (1) 東京都教育委員会
 - ア 事業者と協定を締結し、区市町村教育委員会の協力を得て実施する。
 - イ 都立学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより実施に当たる。
- (2) 区市町村教育委員会
自らが設置管理する中学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより、実施に当たる。
区市町村教育委員会は、中学校から提出される受験票の受領報告、受験報告、生徒用結果帳票の受領報告を取りまとめ、東京都教育委員会に報告する。
- (3) 中学校
管理職を学校責任者として、設置管理者である各教育委員会の指示・指導・助言等に基づき、生徒の申込支援、結果返却等、円滑な実施に向けての支援を行う。

8 事業者及び教員の役割

(1) 事業者の役割

受験会場に、実施責任者、教室監督、補助監督、別室監督、待機監督を派遣する。

(2) 教員の役割等

ア 受験に関する資料の受領及び配布

(ア) 申込関連資料

※①～③は生徒用、④～⑤は教員用

① 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) の概要 (生徒用リーフレット)

② 生徒個人 ID のご案内

③ 生徒用申込みマニュアル

④ 貴校専用 学校 ID・ログインコードのご案内

⑤ 先生用 WEB サイトマニュアル

(イ) 受験票

(ウ) 受験の手引き (生徒用)

(エ) 結果帳票

イ 生徒の申込支援及び「先生用 WEB サイト」における顔写真・姓名・申込完了の確認

ウ 特別措置申請者の申請書の確認 (特別措置については後述)

エ 受験票の受取及び受取後の管轄する教育委員会への受領報告書の提出 (後日指定する様式)

オ 管轄する教育委員会への受験報告書の提出 (後日指定する様式)

カ 予備日対象生徒の確認後、予備日の受験申請の確認及び申込支援

キ 結果帳票の受領 (受験状況の把握) 並びに受領後の管轄する教育委員会への受領報告書の提出 (後日指定する様式)

ク 結果 (ESAT-J GRADE) を調査書に記載

※調査書に ESAT-J の結果を記載して提出する対象の選抜は、第一次募集・分割前期募集でリスニングテストを含む英語学力検査を課す学校 (エンカレッジスクール、チャレンジスクール、英語学力検査を実施しない学校、及びリスニングテストを実施しない定時制課程校は対象外) とする。

9 実施に当たっての相談体制

(1) 東京都教育委員会及び区市町村教育委員会は、管轄する中学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 事業者は、中学校、保護者及び生徒からの問合せ等に対応するため、対象ごとに次のとおり問い合わせ窓口を設置する。

ア 中学校から事業者への連絡及び問合せ

中学校は、受領した資料に不足がある場合や実施に当たっての質問がある場合に、次の連絡先に問い合わせることができる。

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 窓口

0120-331890 (通話料無料)

受付時間：月～金 9:00～17:00 (土日、祝日、年末・年始を除く)

イ 保護者及び生徒から事業者への問合せ

保護者及び生徒は、申込みや特別措置等、受験に当たっての質問がある場合に、次の連絡先に問い合わせることができる。

(受験に関すること)

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 窓口

0570-012366 (ナビダイヤル)

受付時間：月～金 10:00～19:00 (土日、祝日、年末・年始を除く)

※受験申込期間中の土曜日は電話を受け付ける。

(特別措置申請に関すること)
 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 窓口
 0570-030558 (ナビダイヤル)
 受付時間：月～金 10:00～19:00 (土日、祝日、年末・年始を除く)
 ※特別措置申請期間中の土曜日は電話を受け付ける。

10 実施内容

(1) ESAT-J

ア 出題範囲

中学校学習指導要領 (平成 29 年度告示) に基づく内容とする。

イ 実施方法

事業者が用意するタブレット端末等を用いて、解答音声を録音する方式で実施する。また、生徒を前半試験実施と後半試験実施の 2 組に分け、タブレット端末を移動させる形式で実施する。

ウ 試験時間

準備時間を含み前半試験実施と後半試験実施、各 65 分程度とする。

エ 出題方針

(ア) 中学校の教育課程に基づく学習の成果としての「話すこと」に関する力を測ることとし、出題の範囲は、実施年度の中学校学習指導要領における英語「話すこと」に準拠した内容とする。

(イ) 問題に使用する言語材料、使用語彙及び言語の使用場面等は、中学校検定教科書や東京都教育委員会が指定する教材に基づく。

(ウ) 基礎的・基本的な知識及び技能の定着や、思考力・判断力・表現力などをみる。

オ 問題構成及び評価の観点

Part	ねらい	出題数	評価の観点※		
			(ア)	(イ)	(ウ)
A	英文を読み上げる形式の問題で英語音声の特徴を踏まえ音読ができる力をみる。	2			○
B	図示された情報を読み取り、それに関する質問を聞き取った上で、適切に応答する力や、図示された情報をもとに「質問する」、「考えや意図を伝える」、「相手の行動を促す」など、やり取りする力をみる。	4	○		
C	日常的な出来事について、話の流れを踏まえて相手に伝わるように状況を説明する力をみる。	1	○	○	○
D	身近なテーマに関して聞いたことについて、自分の意見とその意見を支える理由を伝える力をみる。	1	○	○	○

※評価の観点

(ア) コミュニケーションの達成度 (2 段階)

- ・コミュニケーションの目的の成立

(イ) 言語使用 (5 段階)

- ・語彙、文構造、文法の適切さ及び正しさ
- ・内容の適切さ (一貫性・論理構成)

(ウ) 音声 (4 段階)

- ・発音 ・強勢 ・イントネーション ・区切り

カ テスト結果の評価

(ア) 生徒の英語力を正しく評価するために、テスト結果は、都教委による ESAT-J GRADE (6 段階評価) で評価する。

※IRT (項目応答理論) により、採点結果を統計的に処理し算出

(イ) 外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) の A1 程度から A2 程度までのレベルを測定し、生徒等が今後の学習に活用できるよう、結果を生徒本人と所属校に送付する。

(2) 当日の実施について

ア 当日の時程等

- (ア) 生徒は受験票に記載された受験会場で受験する。
- (イ) 生徒は12時15分以降から13時までに受験教室に入室する。
- (ウ) 前半試験実施と後半試験実施は、当日受験会場で発表される。
- (エ) 特別措置による受験をする生徒は、前半での実施となり、後半は待機する。

イ 実施時程

時刻 (時間)	生徒		事業者
12:15-13:00	会場到着・受験教室入室 (前半・後半共通)		・入室対応 (12:15 より) ・受験教室への誘導・着席指示 ・受験票忘れ対応
13:00-14:05	前半試験実施	後半試験実施	・実施の説明 ・生徒の本人確認及び試験資材配布 ・生徒のサポート ・資材回収
	・受験者情報の登録 ・機器の装着準備 ・音声・録音確認 ・スピーキングテスト実施	待機	
14:05-14:25	教室待機	休憩 (トイレ)	機器の除菌・移動
14:25-15:30	休憩 (トイレ)	・受験者情報の登録 ・機器の装着準備 ・音声・録音確認 ・スピーキングテスト実施	・実施の説明 ・生徒の本人確認及び試験資材配布 ・生徒のサポート ・資材回収
	待機		
15:30-15:40	机と椅子の除菌・退出 (前半・後半共通)		回収物の取りまとめ
15:40	解散		

ウ 受験報告

生徒は試験の翌日に、試験当日に配布される受験報告用紙を中学校に提出し、受験報告をする。中学校は、生徒による受験報告から出席状況の確認及び予備日受験対象生徒を把握し、管轄する教育委員会に受験報告書を提出する。(後日指定する様式)

(3) 予備日実施 (追試験・再試験) について

生徒は11月27日(日)実施日に受験することを原則とするが、実施日に、やむを得ない理由(病気・忌引等)で受験できず、在籍中学校長が認め、かつ予備日申請により承認された生徒は、予備日に追試験を受験することができる。

また、会場において、本人の責めによらない理由により受験ができなかった生徒は、再試験を受験できる。

ア 追試験

やむを得ない理由(病気・忌引等)で11月27日(日)実施日に受験できなかった場合の試験

イ 再試験

実施日に会場において、本人の責めによらない理由により受験ができなかった場合の試験

ウ 受験報告

生徒は試験の翌日に、試験当日に配布される受験報告用紙を中学校に提出し、受験報告をする。

エ その他

詳細については、別途実施要領に定める。

(4) 受験申込み

ア 方法

原則として、個人が所有するパソコンやスマートフォン等により、生徒本人が、付与される個人IDを使用してWEBサイトより申込みを行う。ただし、申込みが困難な場合は、(必要に応じて)教員の支援のもと、在籍校において生徒が使用可能な公用の端末やパソコン教室のパソコン等からの申込みも可能とする。

イ 必要なもの

申込みの際には次のものを必要とする。

- (ア) 受験票及び結果帳票に記載される本人確認のための顔写真データ
- (イ) 生徒用マイページの登録及びパスワードの設定
- (ウ) 個人情報の取扱いについての確認
- (エ) 申込み及び受験に関する保護者の同意
- (オ) 特別措置（後述）を申請する場合は「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）実施上の措置申請書」

ウ 申込みの流れ

	時期	中学校（教員）	生徒・保護者
事前準備	5/17（火）以降	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒用申込資材の受領 ・学校 ID・ログインコード受取 	
	学校 ID・ログインコード受領後	<ul style="list-style-type: none"> ・先生用 WEB サイトから先生個人 ID 申請 ・先生個人 ID 受領（郵便はがき） 	
	説明会后（各学校で実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒への申込指示 ・資料の配布（①～③は資料名） <ul style="list-style-type: none"> ①生徒用リーフレット ②生徒個人 ID のご案内 <ul style="list-style-type: none"> ※『生徒個人 ID のご案内』の「先生提出用」は生徒が記入後回収し、保管 ③申込みマニュアル 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料及び個人 ID 受領 ・②『生徒個人 ID のご案内』に記入後、「先生提出用」を提出し、「生徒用」は各自で保管
	生徒への申込指示後 7/7（木）9:00～		<ul style="list-style-type: none"> ・「生徒用マイページ」において受験者情報（個人 ID 等）を登録
	特別措置申請期間前 （必要な生徒のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者と、申請する措置内容を相談、確認 ・措置希望者から提出された「措置申請書」を確認し、承認（学校記入欄に記入及び公印押印） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校（教員）と措置内容を相談の上、「措置申請書」を中学校に提出 ・中学校の承認後、「措置申請書」を画像データ化
特別措置申請期間 （必要な生徒のみ） 7/7（木）9:00～ 8/5（金）17:00 ※締切厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・特別措置の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生徒用マイページ」において画像データ化した「措置申請書」を提出 ・審査結果を「生徒用マイページ」上の「その他の手続き」から確認 ※特別措置申請の審査完了後、必ず受験申込期間に受験申込みを行うこと。 	
受験申込期間	7/7（木）9:00～ 9/6（火）17:00 ※締切厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・「先生用 WEB サイト」において生徒の申込状況の確認及び全ての生徒の申込完了の確認（WEB サイト上の確認完了ボタンを押す。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生徒用マイページ」において受験申込

エ 9月以降転入等により申込が必要な生徒の申込みの流れ

	時期	中学校（教員）	生徒・保護者
事前準備	9月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒への申込指示 ・資料の配布（①～③は資料名） <ul style="list-style-type: none"> ①生徒用リーフレット ②生徒個人 ID のご案内 <ul style="list-style-type: none"> ※『生徒個人 ID のご案内』の「先生提出用」は生徒が記入後回収し、保管 ③申込みマニュアル 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生徒用マイページ」において受験者情報（個人 ID 等）を登録

	特別措置申請期間前 (必要な生徒のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者と、申請する措置内容を相談、確認 ・措置希望者から提出された「措置申請書」を確認し、承認(学校記入欄に記入及び公印押印) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校(教員)と措置内容を相談の上、「措置申請書」を中学校に提出 ・中学校の承認後、「措置申請書」を画像データ化
特別措置申請期間	(必要な生徒のみ) 9/13(火) 9:00～ 9/22(木) 17:00 ※締切厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・特別措置の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生徒用マイページ」において画像データ化した「措置申請書」を提出 ・審査結果を「生徒用マイページ」上の「その他の手続き」から確認 ※特別措置申請の審査完了後、必ず受験申込期間に受験申込みを行うこと。
受験申込期間	9/13(火) 9:00～ 10/6(木) 17:00 ※締切厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・「先生用 WEB サイト」において生徒の申込状況の確認及び全ての生徒の申込完了の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生徒用マイページ」において受験申込

オ その他

WEBによる個人での申込みができない生徒に対して、中学校は校内で使用可能な端末やパソコン教室を使用させるなど申込みができるよう配慮する。

(5) 実施に関する連絡及び資料の送付について

ESAT-Jの実施に当たり、連絡及び資料の送付手段及び時期を次のとおりとする。

ア 事業者から中学校への連絡

[11月中旬]

実施の案内(受験票及び受験の手引きと共に郵送)

※上記の他に、事業者からEメールにて実施校宛てに、ESAT-Jの実施に関する事務連絡等を行うことがある。

イ 事業者から中学校への送付物

	時 期	送 付 物 の 名 称
①	5月17日(火)以降	<ul style="list-style-type: none"> ・資料送付のご案内 ・中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の概要(生徒用リーフレット) ・生徒個人IDのご案内 ・生徒用申込みマニュアル ・貴校専用 学校ID・ログインコードのご案内 ・先生用WEBサイトマニュアル
②	説明会以降、先生用WEBサイト登録後	<ul style="list-style-type: none"> ・先生用個人ID
③	5月23日(月)以降	<ul style="list-style-type: none"> ・体験用タブレット端末 ※回収日 9月7日(水)又は8日(木)
④	11月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・受験票及び受験の手引き送付のご案内 ・受験票及び受験の手引き ・受験票受領報告書
⑤	1月23日(月)以降	<ul style="list-style-type: none"> ・結果帳票のご案内 ・結果帳票 ・結果帳票受領報告書

ウ 送付物に係る中学校の対応

(ア) 受験票及び受験の手引き送付に係る対応

- ① 中学校は、事業者から受験票及び受験の手引きを受領後、受領枚数を確認し、教育委員会に「受験票受領報告書」（後日指定する様式）を提出する。
- ② 受験票及び受験の手引きは生徒に配布し、事前指導を行う。

(イ) 結果帳票送付に係る対応

- ① 中学校は、事業者から生徒用結果帳票を受領後、受領枚数を確認し、教育委員会に「結果帳票受領報告書」（後日指定する様式）を提出する。
- ② 生徒一人につき 2 枚配布されるので、1 枚は生徒に配布し、もう 1 枚は学校で保管する。

11 テスト結果の活用

(1) 採点結果の返却

事業者は、試験実施後、次のとおり中学校に結果を返却する。

	11月27日（日）実施日	12月18日（日）予備日
生徒用マイページへの結果公開	令和5年1月12日（木）	令和5年1月26日（木）
先生用 WEB サイトへの結果公開		
結果帳票発送	令和5年1月20日（金）	令和5年1月30日（月）

(2) 学習改善

生徒には、生徒の学習改善を目的とし、次のとおり結果帳票を返却する。

ア 結果帳票の内容

ESAT-J GRADE、参考 CEFR レベル、スコア、該当 GRADE に係る CAN-DO STATEMENTS、学習アドバイス、CAN-DO STATEMENTS 一覧

イ 結果返却の方法

B 5 版結果帳票 2 枚

(3) 指導改善

中学校には、授業改善を目的とし、次のとおり結果を返却する。

ア 提供内容

(ア) 学校データ（平均 ESAT-J GRADE 及びその度数分布、平均スコア及びその度数分布、平均参考 CEFR レベル、観点別結果、生徒成績一覧）

(イ) 東京都データ（平均 ESAT-J GRADE 及びその度数分布、平均スコア及びその度数分布、平均参考 CEFR レベル、観点別結果）

イ 結果返却の方法

先生用 WEB サイトにおける CSV データ及び PDF データによる提示

(4) 自治体における活用

区市町村教育委員会における、業務改善及び施策立案を目的とし、次のとおり所管する学校に係る結果を返却する。

ア 提供内容

平均 ESAT-J GRADE 及びその度数分布、平均スコア及びその度数分布、平均参考 CEFR レベル、観点別結果

(5) 東京都立高等学校入学者選抜における活用

東京都立高等学校入学者選抜において、中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) の結果を活用し、英語 4 技能のうち「話すこと」の能力をみる。

詳細については、別途定める。

(6) ESAT-J 問題等の公表

生徒及び受験予定者の学習、英語の授業改善を図るため、ESAT-J に関する次の内容を東京都教育委員会ホームページ等において公表する。

- ア 問題構成
- イ 出題形式・出題のねらい
- ウ 採点基準
- エ 問題
- オ 解答例

12 特別措置

(1) 障害等のある生徒に対する措置

障害等のある生徒に対しては、受験方法、受験時間、受験会場等についての特別な措置を申請することを可能とし、生徒の障害の特性等を考慮した上で、次の特別措置を行う。

また、特別措置により受験する場合は、専用会場での受験となる。

措置区分	障害等の内容	措置の概要
1	視覚関係（点字・弱視関連）	点字資材による受験（時間延長あり）
2		拡大問題冊子による受験（時間延長あり）
3		拡大問題冊子による受験（時間延長なし）
4	視覚関係（色弱関連）	白黒印刷問題冊子による受験（時間延長なし）
5	聴覚関係	音（音声）を文字化した問題資材での受験（音声の聞き取りなし）
6		音（音声）を文字化した問題資材での受験（音声の聞き取りあり）
7		音（音声）の聞き取りありでの受験（音声を文字化した問題資材なし）
8	きつ音・発話障害関係	解答時間の延長
9	上肢不自由	受験会場等に関する措置
10	発達障害	受験会場等に関する措置（時間延長あり）
11		受験会場等に関する措置（時間延長なし）
12	下肢不自由	受験会場等に関する措置
13	その他（持病・心理面での配慮が必要な場合等）	受験会場等に関する措置
14	日本語の補助	日本語に対する補助 【申請条件】国籍を問わず、入国後の在日期間が令和5年4月1日現在、原則とし6年以内の者で、日本語指導を必要とする者

※ 複数区分の申請も可。ただし、一部の措置区分で同時に申請できないものもある。詳細は、生徒用マイページ及び先生用 WEB サイト内の「特別措置に関する案内書」に記載がある。

(2) やむを得ない理由により、ESAT-J を受験できない生徒又は受験できなかった生徒に対する措置

中学校長が所定の申請書を東京都教育委員会に提出し、承認された生徒に対しては、都立高校入学者選抜学力検査における ESAT-J 不受験者の扱い（令和4年5月26日教育委員会報告）とする。
なお、詳細については、別途定める。

13 留意事項

(1) 個人情報の保護

ア 受験に当たっては、生徒は本人確認のために必要な、以下の個人情報を登録する。（※印が付いている項目は任意）

- ・所属中学校名
- ・組、番号
- ・氏名
- ・生年月日
- ・顔写真
- ・電話番号
- ・Eメールアドレス（※）

イ 都教委、区市町村教育委員会及び中学校においては、実施において知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱う。

(2) 感染症対策

テストの実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン～学校の「新しい日常」の定着に向けて～改訂版」(令和4年2月)に基づいた感染症対策に加え、次の対策を講じる。

- ・生徒間のソーシャルディスタンスの確保
- ・使用機器の除菌
- ・実施時間以外は、各教室のドア・窓を複数開放又は換気システムによる換気
- ・受験会場入口・受験教室・本部室の各入口付近等に手指消毒剤を設置
- ・会場内のマスク着用
- ・原則として会場に集合する前、各家庭における検温及び結果確認

(3) 対象外の生徒が受験を希望する場合について

詳細については、別途定める。ただし、都内の公立の特別支援学校及び都内公立中学校の特別支援学級の生徒が受験を希望する場合は本要項に従う。